

郡山市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。次条において「政令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。次条において「省令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号。次条において「基本方針」という。）及び郡山市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年郡山市規則第1号。以下「施行細則」という。）等に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定の審査及び事務に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び基本方針に定められたものとする。

(建築確認を伴う低炭素建築物新築等計画の認定の審査)

第3条 市長は、法第54条第2項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の認定について、当該認定の申請をする者から建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出がある場合は、建築主事に当該内容を通知するものとする。

- 2 建築主事は、前項の規定により通知を受けた確認の申請書のうち、正本1部を建築基準法第93条第1項の規定による消防長又は消防署長に送付し、同項の同意を得るものとする。この場合において、当該同意を得られないとき又は同法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合しないときは、同法第18条第15項の規定による通知書を市長に対し交付するものとする。
- 3 市長は、建築主事から、前項の規定による通知書の交付を受けた場合は、法第54条第6項の規定に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を行わないものとする。

(登録建築物調査機関等の事前審査を受けた低炭素建築物新築等計画の認定の審査)

第4条 市長は、低炭素建築物新築等計画の認定の申請に、施行細則第2条第1項各号に定める書類が添えられている場合は、法第54条第1項各号に掲げる基準のうち、当該書類に係る部分の審査を省略することができる。

(計画の変更)

第5条 低炭素建築物新築等計画の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）から、法第55条第1項の規定に基づく変更の認定の申請があった場合は、前2条の規定を準用するものとする。

(認定しない旨の通知)

第6条 市長は、審査の結果、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により低炭素建築物新築等計画の認定をしないと判断した場合は、認定しない旨の通知書（第1号様式）を申請者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第7条 市長は、認定建築主に対し、施行細則第6条の規定による工事の完了報告のほか、法第56条の規定に基づく新築等の状況についての報告を、必要に応じ、求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受理したときは、認定建築主が認定を受けた計画に従った新築等を行っているかどうかを検査するものとする。
- 3 前項の検査の結果、認定建築主が認定を受けた計画に従った新築等を行っていないと認めるときは、市長は、改善要求書（第2号様式）により、その改善に必要な措置を講じるよう求めることができるものとする。

（改善命令）

第8条 市長は、前条第3項の規定により改善に必要な措置の求めを行ったにもかかわらず、認定建築主が必要な措置を講じない場合は、法第57条の規定に基づき、認定建築主に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講じるよう改善命令書（第3号様式）により命ずるものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定建築主が前条の改善命令書による措置をとらなかった場合は、当該改善命令に係る低炭素建築物新築等計画の認定を取り消し、速やかに認定取消通知書（第4号様式）により認定建築主であった者に通知するものとする。

（認定台帳）

第10条 市長は、この要綱に基づく申請内容及び事務処理の経過を都市の低炭素化の促進に関する法律に係る認定台帳に記載するものとする。

（図書等の保存）

第11条 市長は、認定を行った低炭素建築物新築等計画に係る図書を10年間（法第54条第2項の申し出がある場合は15年間）保存するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

認定しない旨の通知書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第55条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請）については、下記の理由により同法第54条第1項の規定による認定をしないこととしたので、これを通知します。

記

1 申請年月日

2 申請者の住所

3 申請に係る建築物の位置

4 認定しない理由

第2号様式（第7条関係）

改 善 要 求 書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定（同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定）をした低炭素建築物新築等計画に基づく新築等については、当該計画のとおり行われていないため、下記のとおり改善の措置をとることを求めます。

なお、期限までに改善の措置を行わない場合は、同法第57条の規定に基づく改善措置命令を行うこととなりますので、申し添えます。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号

2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日

3 認定に係る建築物の位置

4 改 善 措 置 要 求 内 容

5 改 善 措 置 の 期 限

第3号様式（第8条関係）

改 善 命 令 書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

年 月 日付け郡山市指令指第 号で認可した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定（同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定）については、低炭素建築物新築等計画のとおりに行われていないため、同法第57条の規定に基づき下記のとおり改善の措置をとることを命じます。
なお、期限までに改善の措置を行わない場合は、同法第58条の規定に基づき認定を取り消すこととなります。

記

1 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）番号

2 低炭素建築物新築等計画の認定（変更認定）年月日

3 認定に係る建築物の位置

4 改善命令内容

5 改善措置の期限

第4号様式（第9条関係）

認定取消通知書

年 月 日

（申請者） 様

郡山市長

印

年 月 日付け郡山市指令指第 号により通知した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定（同法第55条第2項において準用する同法第54条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定）については、下記の理由により同法第58条の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の認定を取り消しましたので、通知します。

記

取消理由